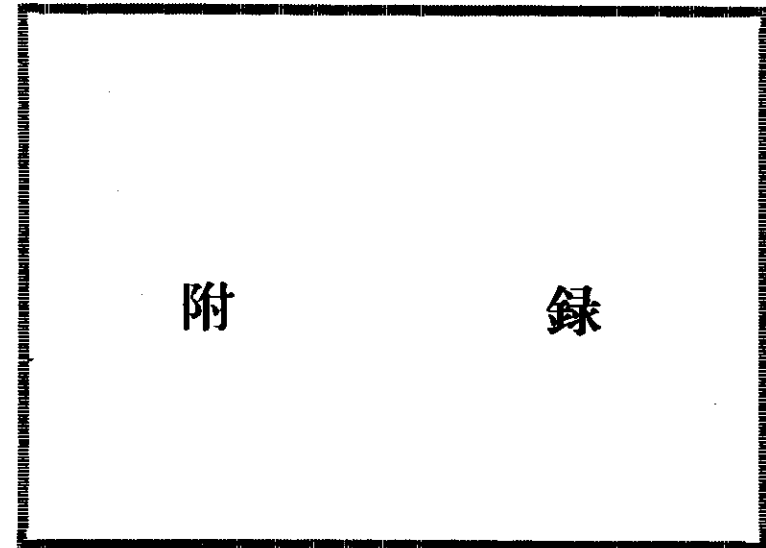


第 10 表 労 働 災 害

本表は労働基準法施行規則様式第26号の1及びその労働者死傷者報告書によつた昭和30年中にかんする数字である。このうち業務外の負傷及び疾病並びに業務上の疾病中、哇脚、鉛中毒等発生期日の明らかでない職業性疾患、または食中毒及び急性伝染病は含まれていない。

産 業	総 数		死 亡		休業8日以上		休業8日未満	
	計	(内)男	計	(内)男	計	(内)男	計	(内)男
昭 和 27 年	33 796	30 690	215	209	20 410	18 350	13 171	12 131
28	37 764	33 787	212	202	24 334	21 446	13 218	12 139
29	39 066	35 231	256	243	28 475	25 418	10 335	9 570
30	35 859	32 134	237	228	27 988	24 996	7 634	6 910
製 造 工 業	21 882	18 462	91	85	16 480	13 747	5 311	4 630
金 属 精 錬 業	162	159	2	2	103	102	57	55
金 属 工 業	8 570	7 557	27	25	6 343	5 516	2 200	2 016
機 械 器 具 工 業	5 277	4 615	20	18	3 887	3 354	1 370	1 243
ガ ス 業	46	46	1	1	34	34	11	11
電 気 業	61	59	2	2	49	47	10	10
水 道 業	33	33	2	2	29	29	2	2
化 学 工 業	1 741	1 555	9	9	1 174	1 046	558	500
薬業または土石工業	649	529	8	8	429	352	212	169
製材または木製品工業	1 574	1 413	4	4	1 367	1 234	203	175
紡 織 工 業	2 039	1 157	11	9	1 631	917	397	231
食 料 品 工 業	707	531	2	2	546	420	159	109
印刷または製本業	404	348	1	1	324	277	79	70
その他の工業	619	460	2	2	564	419	53	39
土 石 採 取 業	86	84	5	5	71	69	10	10
交 通 運 輸 事 業	1 102	1 035	17	17	840	785	245	233
日本国有鉄道	232	231	4	4	182	181	46	46
地方鉄道及び軌道業	322	282	6	6	257	222	59	54
その他の運輸事業	548	522	7	7	401	382	140	133
建 設 事 業	5 745	5 668	73	73	5 005	4 942	667	653
地下鉄道建設事業	113	113	-	-	88	88	25	25
鉄骨鉄筋建設事業	1 631	1 607	17	17	1 248	1 234	366	356
一般土木事業	2 122	2 093	19	19	1 951	1 924	152	150
鉄道軌道建設事業	45	45	3	3	42	42	-	-
建 築 事 業	1 102	1 088	9	9	1 021	1 009	72	70
その他の建設事業	732	722	25	25	655	645	52	52
貨 物 取 扱 事 業	6 349	6 280	35	35	4 975	4 918	1 339	1 327
港湾荷役事業	2 156	2 147	13	13	1 645	1 637	498	497
貨物取扱事業	4 193	4 133	22	22	3 330	3 281	841	830
林 業	28	27	1	1	27	26	-	-
その他の事業	667	578	15	12	590	509	62	57

(注) 資料 大阪労働基準局。



附 録

附 録 1 市 町 村 廢 置 分 合 史

昭和30年4月1日以前については昭和29年版「大阪府統計年鑑」に掲載してある。

年 月 日	市 郡 名	町 村 名	処 分 の 形 態
昭 和 30. 4. 1	泉 北 郡	泉ヶ丘 町	合併、昇格(町制施行)
	泉北郡久世村、東陶器村、西陶器村及び上神谷村を廃し、その区域をもって泉北郡泉ヶ丘町を設置する。		
30. 4. 1	泉 南 郡	岬 町	合併、昇格(町制施行)
	泉南郡炭輪村、深日町、孝子村及び多奈川町を廃し、その区域をもって泉南郡岬町を設置する。		
30. 4. 1	北 河 内 郡	交 野 町	合併、昇格(町制施行)
	北河内郡交野町及び星田村を廃し、その区域をもって北河内郡交野町を設置する。		
30. 4. 1	南 河 内 郡	高 鷲 町	昇 格(町制施行)
	南河内郡高鷲村を町とする。		
30. 4. 3	茨 木 市		編 入
	三島郡福井村、石河村、見山村及び清溪村を廃し、その区域を茨木市に編入する。		
30. 4. 3	高 槻 市		編 入
	三島郡三箇牧村を廃し、その区域を高槻市に編入する。		
30. 4. 3	八 尾 市		編 入
	中河内郡南高安町、高安村及び曙川村を廃し、その区域を八尾市に編入する。		
30. 4. 3	大 阪 市		編 入
	中河内郡長吉村、瓜破村、矢田村、加美村、巽町及び北河内郡茨田町を廃し、その区域を大阪市に編入する。		
30. 4. 15	豊 能 郡	東 能 勢 村	編 入
	茨木市の大字高山を廃し、その区域を豊能郡東能勢村に編入する。		
30. 10. 15	吹 田 市		編 入
	三島郡山田村を廃し、その区域を吹田市に編入する。		
30. 10. 15	枚 方 市		編 入
	北河内郡津田町を廃し、その区域を枚方市に編入する。		
31. 1. 1	南 河 内 郡	志 紀 町	昇 格(町制施行)
	南河内郡志紀村を町とする。		
31. 4. 1	大 東 市		合併、昇格(市制施行)
	北河内郡南郷村、住道町及び四条町を廃し、その区域をもって大東市を設置する。		
31. 9. 1	和 泉 市		合併、昇格(市制施行)
	泉北郡和泉町、北池田村、北松尾村、南池田村、南横山村、横山村及び南松尾村を廃し、その区域をもって和泉市を設置する。		
31. 9. 30	高 槻 市		編 入
	三島郡富田町を廃し、その区域を高槻市に編入する。		
31. 9. 30	三 島 郡	三 島 町	合併、昇格(町制施行)
	三島郡味舌町、味生村及び鳥飼村を廃し、その区域をもって三島郡三島町を設置する。		
31. 9. 30	豊 能 郡	能 勢 町	合併、昇格(町制施行)
	豊能郡歌垣村、田尻村及び西能勢村を廃し、その区域をもって豊能郡能勢町を設置する。		
31. 9. 30	豊 能 郡	東 能 勢 村	合 併
	豊能郡吉川村及び東能勢村を廃し、その区域をもって豊能郡東能勢村を設置する。		
31. 9. 30	泉 南 郡	泉 南 町	合併、昇格(町制施行)
	泉南郡新家村、信達町、西信達村、鳴滝村、樽井町及び雄信達村を廃し、その区域をもって泉南郡泉南町を設置する。		
31. 9. 30	泉 南 郡	南 海 町	合併、昇格(町制施行)
	泉南郡尾崎町、西鳥取村及び下荘村を廃し、その区域をもって泉南郡南海町を設置する。		
31. 9. 30	南 河 内 郡	南 大 阪 町	合併、昇格(町制施行)
	南河内郡古市町、駒ヶ谷村、西浦村、丹比村、殖生村及び高鷲町を廃し、その区域をもって南河内郡南大阪町を設置する。		
31. 9. 30	南 河 内 郡	美 原 町	合併、昇格(町制施行)
	南河内郡平尾村、黒山村及び丹南村を廃し、その区域をもって南河内郡美原町を設置する。		
31. 9. 30	南 河 内 郡	河 南 町	合併、昇格(町制施行)
	南河内郡石川村、白木村、河内村及び中村を廃し、その区域をもって南河内郡河南町を設置する。		
31. 9. 30	南 河 内 郡	太 子 町	合併、昇格(町制施行)
	南河内郡磯長村及び山田村を廃し、その区域をもって南河内郡太子町を設置する。		
31. 9. 30	南 河 内 郡	千 早 赤 阪 村	合 併
	南河内郡赤阪村及び千早村を廃し、その区域をもって南河内郡千早赤阪村を設置する。		
31. 9. 30	中 河 内 郡	柏 原 町	合 併
	南河内郡国分町及び中河内郡柏原町を廃し、その区域をもって中河内郡柏原町を設置する。		
31. 9. 30	北 河 内 郡	門 真 町	編 入
	北河内郡大和田村、四宮村及び二島村を廃し、その区域を北河内郡門真町に編入する。		
31. 9. 30	泉 北 郡	福 泉 町	編 入
	泉北郡美木多村を廃し、その区域を泉北郡福泉町に編入する。		

(注) 資料 大阪府総務部統計課。

昭和31年版 大阪府統計年鑑

昭和32年2月1日 印刷
昭和32年3月31日 発行

発行所 大阪府総務部統計課
大阪市東区大手前の町2の1
電話 東 3077
印刷所 中外印刷株式会社
大阪市北区香栄町43
電話 堀川 3105・4227
4228・4229